



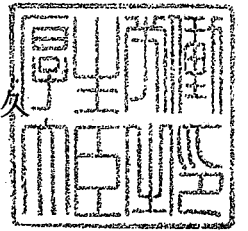
厚生労働省発基1224第7号

令和2年12月24日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長は、保険関係の成立の届出等が提出されたときであつて、必要と認めるときには、事業主に対し、登記事項証明書その他の届出事項を確認できる書類の提出を求めることができることとする。

第二 施行期日

この省令は、令和三年二月一日から施行すること。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（概要）

令和 2 年 12 月
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

1 改正の趣旨

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成 28 年 10 月 31 日 CIO 連絡会議決定）において、法務省はオンラインにより新たに成立された法人の登記情報を提供可能とし、行政機関間の情報連携のための仕組みを構築するとともに、厚生労働省においては、令和 2 年度までに必要となる制度改正等所要の検討を行った上で、当該情報連携の仕組みを活用することにより、事業開始や変更・廃止等の際に必要な各種手続において必要とされている登記事項証明書の添付省略を図り、国民負担の軽減と行政運営の高度化を図ることとされている。

今般、法務省においてオンラインによる法人の登記情報を提供可能とする仕組みが構築され、令和 2 年 10 月から行政機関間の情報連携が開始されているところ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条においては、「・・・登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず・・・添付することを要しない。」と規定されており、オンラインによる登記簿情報等の情報連携の対象となる書類は、個別法令上、提出を求めている添付書類に限られ、通達等において提出を求めている添付書類については情報連携の対象外となり省略できないこととなっている。

労働保険関係手続においては、「保険関係成立届」及び「名称、所在地等変更届」については、法令上、登記事項証明書等の添付は求めているものの、行政運営の適切な執行のため、関係通達において、必要があると認められる際には、事業主に対し、登記事項証明書等当該届出の記載事項を確認するための書類を求めているところ。

以上より、通達上必要があると認められる場合において登記事項証明書等の添付を求めているもので法令上に根拠を有さない「保険関係成立届」及び「名称、所在地等変更届」について、登記事項証明書等の添付の省略を可能とし、国民負担の軽減と行政運営の高度化を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収規則」という。）第 4 条及び第 5 条を改正し、「保険関係成立届」及び「名称、所在地等変更届」について、労働基準監督署長又は公共職業安定所長は必要があると認めるときは、登記事項証明書その他の届出事項を確認できる書類の提出を求めることができることとする。

3 根拠条文

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 45 条の 2

4 公布日

令和 3 年 2 月 1 日（予定）

5 施行期日

公布の日